

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

利用者、(または利用者ご家族)が利用しようと考えている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないこと、わかりにくいことなどあれば、遠慮なく質問してください。

1. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人中種子町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	
指定番号	46780000052	
代表者	森山 辰郎	
所在地	鹿児島県熊毛郡中種子町野間 6584 番地 2	
管理者	大木田 ちえみ	
連絡先	TEL:0997-27-1845	FAX:0997-27-1660

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい自立した日常生活を継続できるよう支援することを目的として行います。
運営の方針	利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供いたします。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏ることのないように、公平中立に行います。

3. 営業日時

営業日	月～金 (土・日・国民の休日及び年末年始(12月29日～1月3日))はお休みとさせていただきます。
営業時間	8時30分から17時30分

4. 職員の職種、職務内容

職種	職務内容	人員
管理者 ・主任介護支援専員	管理全般	1名
介護支援専門員	介護予防サービス計画等作成業務	1名
事務員	介護給付費等の請求及び通信連絡事務等	1名

5. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

- ① 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント支援計画書(以下、「支援計画書」といいます。)の作成
- ② 介護予防サービス及び生活支援サービス等事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定等の申請に関する協力、援助
- ⑦ 相談業務

6. 提供するサービスの内容

- (1)利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた支援計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- (3)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう、公平中立に行います。
- (4)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮いたし、医療サービスを希望する場合、意見を求めた主治の医師等に支援計画書を交付します。
- (5)事業者は、支援計画書作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6)前項の支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

7. 料金について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則としてあなたの自己負担はありません。ただし、介護予防支援については、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合は、いったん下記の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を町の窓口で提出すると払い戻される場合があります。

1か月あたり 初回の利用月額 7,720円
2か月目以降 4,720円

8. 福祉用具の利用について

福祉用具貸与については、「総合事業対象者」「要支援1」「要支援2」の方については、下記の福祉用具貸与は対象外となり、原則ご利用いただけません。ただし、国が定める条件を満たす方や、協議により給付の対象と認められた場合は利用が認められています。

保険給付の対象外となる福祉用具	・介護用特殊寝台及び付属品 ・車いす(付属品含む) ・移動用リフト ・床ずれ防止体位変換器 ・認知症老人徘徊感知器 ・自動排泄処理装置
-----------------	--

9. 事故発生時等の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、中種子町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうちあなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

10. 相談・苦情窓口について

提供したサービスに苦情がある場合、または作成した支援計画書に基づいて提供されたサービス等に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。遠慮なくお申し付けください。

- ・中種子町社会福祉協議会 電話 0997-27-1845
- ・中種子町役場介護保険係 電話 0997-27-1111(内線:293・215)
- ・鹿児島県国民健康保険団体連合会 電話 099-213-5122

11. 利用者が病院又は診療所に入院する場合

入院先医療機関と早期からの連携を促進するため、担当職員の氏名及び連絡先を入院先に伝えてください。

12. 虐待の予防

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な取り組みを行います。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	大木田 ちえみ
-------------	---------

(2) 青年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従事者または擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを町に通報します。

13 身体拘束に関する事項

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

14. 個人情報の保護

(1) 情報の保護及び利用の制限

事業者は業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。但し、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合「個人情報使用同意」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので予めご理解下さい。

(2) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も守られます。

15. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる対策を構築する観点から火災・風災害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を年に2回以上、実施します。

本書交付の証として、本書2通を作成し、記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、上記の通り利用者に説明を行いました。

事業者 所在地： 鹿児島県熊毛郡中種子町野間6584番地2
事業所名： 社法人中種子町社会福祉協議会居宅介護事業所
代表者名： 森山 辰郎
説明者： 職種 介護支援専門員
氏名

私は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書に基づいて、介護支援事業内容及び重要事項の説明を受けました。

【利用者】 住所： 中種子町

氏名：

署名代行者 住所：

氏名：

利用者との関係：